



須賀川基署発 0515 第4号
令和2年5月19日

各労働災害防止団体等の長 殿

須賀川労働基準監督署長



死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

労働者の安全と健康の確保につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

福島労働局では、平成30年度から5年間で死者数が15%以上の減少を目標とする「福島労働局第13次労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止対策の強化を図ってきたところですが、令和2年4月30日現在の速報値において、労働災害による死者数が、過去10年間で最多の13人となり（うち、当署管内は3人）、こうした現状は極めて憂慮すべきものです。

業種別では、建設業で5人（うち、当署管内は2人）、小売業で2人（同1人）、製造業で2人、畜産業・農業・林業・陸上貨物運送業で各1人となっており、尊い命が失われたことは大変悔やまれるところです。

現下の新型コロナウイルスの感染拡大が企業の経済活動に大きな影響を与える状況ではありますが、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。

このような状況を重く捉え、福島労働局内においては、これ以上尊い生命が失われることのないよう、福島県内すべての事業場に対し、下記の取組を通して労働災害の防止を呼び掛けており、今般、当署における労働災害の動向も踏まえ、取組内容についてのリーフレットを作成したところあります。

貴会におかれましては、会員事業場への同リーフレットの内容周知及び指導並びに自主的な安全衛生活動の実施について、特段の御配慮をいただきたくお願い申し上げます。

記

1. すべての事業場における取組

- (1) 経営トップが安全について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。

- (2) 事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- (3) 一人作業において災害が発生していることから、一人作業における作業手順の確認及び危険予知（KY）活動を行わせること。
- (4) 墜落・転落災害が発生していることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ること。
- (5) 高年齢労働者による災害が発生していることから、高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。
- (6) 交通労働災害が発生していることから、安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。

2. 主な業種ごとの取組

(1) 建設業

- ア 三大災害（墜落・土砂崩壊・重機）、特に墜落防止対策の徹底
- イ 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立、整備
- ウ 熱中症予防対策の徹底
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(2) 陸上貨物運送業

- ア 交通労働災害防止対策の徹底
- イ 荷役作業における労働災害防止対策の徹底
- ウ 適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(3) 製造業

- ア 安全な機械の採用及び使用の徹底
- イ 雇入れ時等の安全教育の徹底
- ウ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(4) 林業

- ア 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- イ 間伐作業での安全対策の徹底
- ウ 経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底
- エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

(5) 第三次産業

- ア 転倒や墜落災害の防止を徹底するための職場内の危険個所の特定、改善の実施
- イ 重量物取扱い作業、介護作業時の腰痛予防対策の徹底

ウ 職場の4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進
エ 高年齢労働者に対する安全確保対策の徹底

死亡労働災害増加中

福島労働局
須賀川労働基準監督署

STOP ! 労働災害



令和2年4月30日時点において、福島県内の労働災害による死者数が、過去10年で最多の13人となっています。
須賀川署管内(須賀川市、岩瀬郡及び石川郡)においては、同年同日時点の労働災害による死者数は3名となっています。



発生月	業種	年齢	概要
1月	新聞販売業	58	新聞配達のため県道をバイクで走行中、国道との交差点で、国道を右側から走行してきた軽乗用車と衝突した。



発生月	業種	年齢	概要
3月	その他の建設業	63	工場のスレート屋根の上で、屋根の棟部分の補修作業中、スレート屋根を踏み抜き、約9メートル下のコンクリート床に墜落した。



発生月	業種	年齢	概要
3月	土木建設業	71	降雪の中、工事現場から帰社していたところ、運転していた自動車が道路を逸脱し、助手席側が欄干に衝突し、沢にトラックごと転落した。

労働災害は、本来あってはならないものです。

福島労働局は、福島県内の労働災害がこれ以上発生しないよう、福島県内すべての事業場に対し、労働災害を発生させないための取組を呼びかけています。

労働災害を発生させないための取組

経営トップの所信表明

- ・経営トップが安全について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。

安全管理体制と活動状況の見直し

- ・事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。

一人作業の作業手順と危険予知活動

- ・一人作業において災害が発生していることから、一人作業における作業手順の確認及び危険予知（KY）活動を行わせること。

墜落・転落防止対策

- ・墜落・転落災害が発生していることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ること。

高年齢労働者を考慮した配置

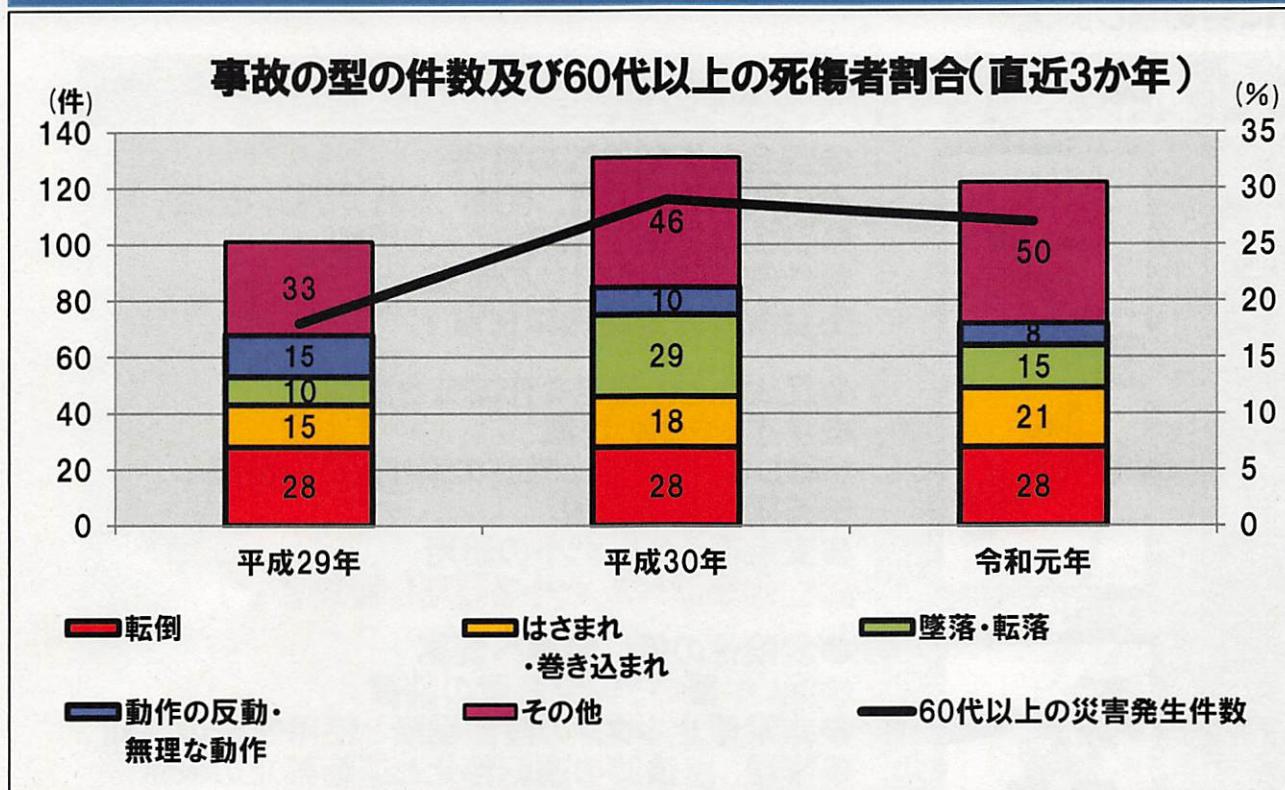
- ・高年齢労働者による災害が発生していることから、高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。

交通労働災害に関する対策

- ・安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。

(参考)

～須賀川労働基準監督署管内の労働災害の動向～



1 多発している4種類の労働災害の動向

当署においては、業種を問わず、多発している①転倒、②はざまれ・巻き込まれ、③墜落・転落及び④動作の反動・無理な動作の4種類の労働災害(以下「多発4種労働災害」という。)に対し、措置を講じていただくようお願いし続けているところです。重いものを持ち上げてぎっくり腰になったなどの「動作の反動、無理な動作」については、減少傾向にありますが、多発4種労働災害は依然として労働災害全体の約60%を占める状況にあります。

2 令和元年の労働災害の動向

令和元年の労働災害における、多発4種労働災害以外の労働災害では、積荷が崩れ落ち又は倒壊して人にあたる等の「崩壊・倒壊」、フォークリフトにはねられる等の「激突され」が増加しました。2種類の労働災害は、いずれも休業日数が長期化するものであり、作業計画の策定、立入禁止区域の設定等が重要なとなります。

3 高年齢労働者(60代以上)の労働災害の内訳

当署管内における、労働災害による死傷者数では60代以上の高年齢労働者が占める割合は約25%となっており、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境作りや、労働災害の予防的観点から、労働者の身体機能向上のための健康づくりが求められます。

事故の型別にみた労働災害防止のための基本的対策

「多発4種労働災害+崩壊・倒壊及び激突され」を防止するため、従来から取り組んでいる、基本的な労働災害防止対策を再度確認し、その定着に努めましょう。

事故の型	基本的対策
転倒	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な作業通路の確保 ●4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動の徹底 ●安全な歩き方・作業方法の周知 ●作業に適した履物の着用 <p>冬期間は凍結路面に注意！</p>
墜落・転落	<ul style="list-style-type: none"> ●足場などの安全な作業床を設置 ●手すりや柵の設置 ●はしご、踏み台、脚立の滑り止めの設置 ●昇降設備の設置 ●安全帯、ヘルメットの着用 <p>脚立作業はヘルメットを着用し複数名で！</p>
巻き込まれ はざまれ・ 巻き込まれ	<ul style="list-style-type: none"> ●危険性の低い機械へ変更 ●囲い、覆い、安全装置の設置 ●非常停止ボタンの設置場所と使用方法の周知 ●修理、点検時の運転停止と運転禁止の表示 <p>修理、点検は「運転停止」と「運転禁止」をかけ声に！</p>
動作の反動 無理な動作	<ul style="list-style-type: none"> ●機械による自動化、省力化 ●取り扱う重量の制限 ●作業の姿勢、動作、手順、時間などについての作業標準の作成 ●腰痛予防体操の実施 <p>重量物は複数名で身体にも優しく！</p>
崩壊・倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な作業手順を定め、関係者への周知 ●作業前に崩壊、倒壊箇所がないか確認 ●ロープ等による固定 ●立入禁止区域の設定 <p>崩壊・倒壊の危険がある箇所に目を光らせる！</p>
激突され	<ul style="list-style-type: none"> ●作業計画の作成 ●車両経路と歩行通路の区分け ●立入禁止区域の設定 ●やむを得ず立ち入る場合のルールの作成 <p>急に飛び出して激突される危険がある死角には特に注意！</p>

上記の基本的対策のほか、「[安全・衛生教育](#)」、「[注意喚起\(危険の見える化など\)](#)」も組み合わせて、労働災害防止のための対策を講じてください。